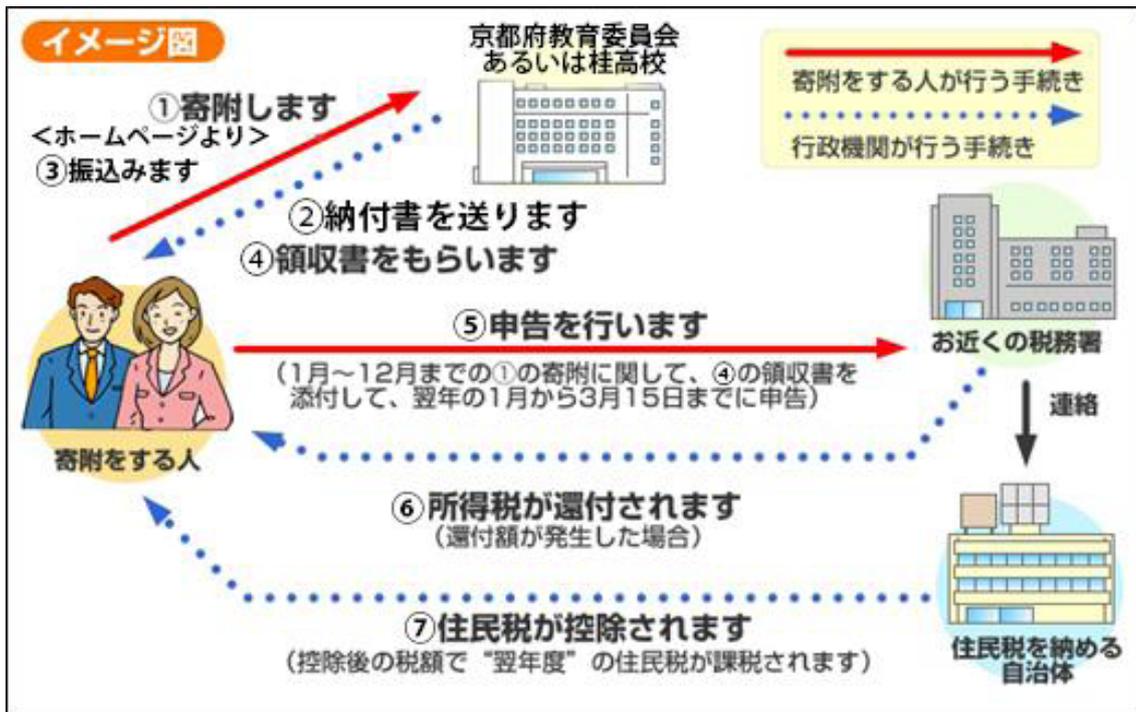


京都府母校応援ふるさと事業とは？

卒業生・在校生の保護者・地域住民に寄附金を募り、寄附をしていただいた場合、2,000 円を超える部分について、一定の上限額まで、所得税・個人住民税から「全額控除」される税制上の仕組みのふるさと納税を利用する事業である。注意点として、「ふるさと納税」をすれば自動的に税金が安くなるのではなく、控除されるためには確定申告など一定の手続きが必要となります。京都府教育委員会のホームページの京都府母校応援ふるさと事業より申し込むか、京都府立桂高等学校のホームページの京都府母校応援ふるさと事業より申し込む → 納付書が送られてくる → その納付書により寄附する → 領収書が送られてくる → 保管し、申告を行い還付・住民税が控除されます。

*納付書は桂高等学校事務室にもあります。



納税する側から見ると基本的な流れは以下のようになります。

1. 「ふるさと納税」で寄附を行って領収書もらう(寄附先の自治体との手続き)
2. 確定申告または住民税申告を行う(居住地の税務署または自治体との手続き)

ワンストップ特例制度とは？

ふるさと納税で寄附した金額を控除として使うためには確定申告をする必要がありました。そのためふるさと納税は給与所得者などで普段は確定申告が必要でない場合手続きの煩雑さから敬遠される事がありました。その点の手続きの煩雑さを解消するのが「ワンストップ特例制度」です。

申請の条件

ワンストップ特例制度を申請するには条件があります。

- ・ふるさと納税以外で確定申告・住民税申告をする必要がない
- ・ふるさと納税の寄附先の自治体がつ以内

上記の条件を満たした場合、寄附の都度利用する事ができます。